

第八十回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和五十二年四月八日(金曜日)
午後零時十五分開会

委員の異動

一月十二日
委員中村波男君は公職選挙法第九十条により
退職者となった。

一月十二日

補欠選任

栗原 俊夫君

二月二十八日

補欠選任

野々山一三君

寺田 熊雄君

戸田 菊雄君

栗原 俊夫君

二月二日

補欠選任

小林 国司君

四月八日

補欠選任

林田悠紀夫君

土屋 義彦君

野々山一三君

秋山 長造君

戸田 武君

阿具根 登君

安永 英雄君

神田 博君

小林 国司君

片山 基市君

峯山 昭範君

内藤 功君

橋 直治君

秦野 章君

林田悠紀夫君

委員

理事

出席者は左のとおり。

国務大臣

宮崎 正雄君

自治大臣

小川 平二君

政府委員

佐藤 順一君

自治省行政局選

伊藤 保君

事務局側

常任委員会専門

員

伊藤 保君

事務局長

常任委員会専門

員

伊藤 保君

事務局長

常任委員会専門

員

伊藤 保君

事務局長

常任委員会専門

員

伊藤 保君

事務局長

常任委員会専門

員

伊藤 保君

事務局長

常任委員会専門

員

伊藤 保君

事務局長

常任委員会専門

員

伊藤 保君

林田悠紀夫君がそれぞれ選任されました。

○委員長(神田博君) 町村金五君から文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(神田博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神田博君) この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(神田博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神田博君) 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者片山基市君から趣旨説明を聴取いたします。片山君。

○片山基市君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党の各会派を代表いたしまして、提案の趣旨並びに法案の内容につきまして御説明を申し上げます。

そもそも国会の構成は、国民の信託を得て当選した議員の定数によって形づくられるのでありますが、日本国憲法に規定する主権の存在とその行使については、国民に公正に保障され、いささかもそこに差別があつてはならないというのが基本的な原則であります。

わが国の選挙制度が施行されて以来、人口の変

動に伴う議員定数のアンバランスについて、数次にわたる選挙制度審議会が検討され、また、各党及び広く国民各層の間で論じられ、幾つかの是正案が提示されてきたのであります。この経過の中で、衆議院議員の定数については、昭和三十九年、昭和五十年に一定の是正が実施されてきましたが、参議院の議員定数のアンバランスについては、各種の事情により今日まで遷延され、適当な措置がとられずに至っているものであります。国民の基本的権利を保障し、国権の最高機関の一院たる参議院の権威保持の上からも、この課題は速やかに解決されなければならないものであります。

すでに御承知のように、長い間にわたつて国民各層から、一日も早く不均衡を是正し、一票の行使に格差のないようにせよという声は強く全国に広まっております。また、裁判所においても長い間この問題が争われ、昭和五十一年四月十四日、最高裁判所は、衆議院千葉一区の選挙にかかわる訴えについて、選挙区によって一票の重さの差があることは、法のものと平等を保障した憲法第十四条に反するとの違憲判決も出されているのであります。

さらに昭和五十年に、衆議院議員定数は正の機会に、河野参議院議長のおつせんにより「参議院地方区の定数については、人口の動態の著しい変化にもとずき、これを是正する必要があることを認め、次期参議院通常選挙を目的として実施するよう取り計らう。この場合公職選挙法改正の過去の事例を参照するものとする。なお、全国区制度の改正については別途検討をすすめる」との申し合わせを行つていたのであります。

これらの経緯と実情にかんがみ、参議院地方区の定数を早急に是正する必要があると認め、各党間で鋭意検討を重ねてまいりました結果、社会、公明、共産、民社各会派の合意が得られたので、

この際、公職選挙法の改正案を提案することになったのであります。

次いで、その内容につき概要を御説明申し上げます。

人口と議員定数の現在の実情は、昭和五十年の国勢調査を基礎に見てみますと大きな変動が起こっており、五十八万一千三百九十九人の人口を持つ鳥取県の議員定数二人に対して、神奈川県の人口六百三十九万七千五百七十九人に対して議員定数四人、東京都は人口千六百六十七万一千三百三十一人に対して定数八人となっており、議員一人当たりの人口割合は、鳥取県が約二十九万余人、神奈川県が約百五十九万余人、東京都が約四百五十八万余人、大阪府が約三百七十七万余人となっており、その偏差が、鳥取県をひとしきりと神奈川県が五・五、東京都が五・〇、大阪府が四・七となり、さらにはまた、人口六百三十九万七千人で定数四人の神奈川県と人口五百三十三万八千人で定数八人の北海道、または人口四百八十二万一千人で定数四人の埼玉県と人口四百二十九万三千人で定数六人の福岡県というように逆転区も生じているのであります。

偏差の最高五・五対一となり、逆転区すら生じているのはなほだしいアンバランスを是正するため、第七次選挙制度審議会の報告を土台として所要の改正をすることとしたのであります。

この場合、人口の多い県の議員定数を減じ、人口の多い県の議員定数を増加するという方式で是正を図るべきだとの御意見もありますが、都道府県という自治体区画など地域的な事情も深くかわっており、純粋な機械的操作だけで措置することはきわめて困難であり、同時にこの方式をとったとして期待される十分な結果が得られないのであります。

すなわち参議院の地方区は、三年ごとに議員の半数を改選するとの憲法の規定により、最低二名の定数を必要とし、かつ定数は偶数をもって定めなければなりませんので、総定数の枠内で増減によりアンバランスの是正を試みるとしますなら、

減員は定数四名以上の人口が多い道府県を対象とせざるを得ないこととなり、しかも減員数は二名ずつを必要とし、その結果かえって一部にアンバランスを増大するという矛盾を生ずるのであります。

また、参議院地方区の定数は、必ずしも人口に正比例して決められたわけではありませんが、人口の多寡に応じて配分された経緯にみれば、人口の多い都府県の議員定数が、それより人口の少ない道府県の定数以下であるという逆転現象の存在を認めておくわけにはまいりません。この逆転現象が人口対比の増減によって生じたものではなく、いずれも人口が増大する中で増のアンバランスによって生じたところにも、総定数枠内での合理的な増減調整を阻む現実の理由があるのであります。

したがって今回の改正は、衆議院のときと同様、各種の実情を勘案してよりベターな方法によってこれを是正し、国民的要求に近づけることが実際のところの結論から、改正案で提示いたしておりますように当分の間、参議院総定数を十八人増員して二百七十人とし、宮城県の定数現行二人を四人に、埼玉県を六人に、千葉県を六人に、東京都八人を十人に、神奈川県を八人に、愛知県八人を八人に、岐阜県二人を四人に、大阪府六人を八人にそれぞれ改めることとしたのであります。

これにより、鳥取県をひととする偏差値は、宮城が一・六八、埼玉が二・七六、千葉が二・三七、東京が四・〇一、神奈川県が二・七五、愛知が二・五四、岐阜が一・六〇、大阪が三・五六となるのであります。この措置によりまして東京が四・〇一、大阪が三・五六という偏差を持ち、必ずしも十分とは言えないのであります。各般の実情に合わせて早急なこのような是正を行い、これに伴う所要の改正を行うこととしたわけであり、さらに早い機会に引き続き参議院公職選挙法特別委員会または公正な第三者機関等を設置して、そこでの十分な検討と結論を得てよりよい是正措置を行うのが妥当であると考えるものであります。したがって、本改正案は早急に実施するのがその趣旨であり、次の第十一回参議院通常選挙から施行するものとしております。

なお、本改正案に要する経費は、初年度約四億四千万円、平年度約五億六千四百万円となっております。

以上、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決されんことをお願いする次第であります。

○委員長(神田博君) 以上で説明は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区	選挙人数	区市町村		区		市		町		村	
		投票区	投票日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日	平日	土曜日
五百人以上未満	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇
千人以上未満	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇
二千人以上未満	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇
三千人以上未満	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇
五千人以上未満	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
一万人以上未満	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇	二二、六〇〇
一万五千人以上	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇	二九、二〇〇
二万人以上	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇	三五、八〇〇

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	投票 日	区市町村			
		区	市	町	村
五百人未満	平日 元、七六 土曜日 三、七六 又は休日 三、三六 平日 元、六三 土曜日 三、七三 又は休日 三、一六 平日 三、五五 土曜日 三、六六 又は休日 三、一六				
千五百人以上 未満	平日 三、四六 土曜日 六、三九 又は休日 六、〇七 平日 三、四六 土曜日 六、三三 又は休日 六、〇一 平日 三、四六 土曜日 六、三三 又は休日 六、〇一				
千人以上 未満	平日 四、〇二 土曜日 七、六二 又は休日 七、三〇 平日 四、〇二 土曜日 七、六二 又は休日 七、三〇 平日 四、〇二 土曜日 七、六二 又は休日 七、三〇				
三千人以上 未満	平日 四、六三 土曜日 九、一三 又は休日 八、八〇 平日 四、六三 土曜日 九、一三 又は休日 八、八〇 平日 四、六三 土曜日 九、一三 又は休日 八、八〇				
五千人以上 未満	平日 五、二四 土曜日 九、七四 又は休日 九、四一 平日 五、二四 土曜日 九、七四 又は休日 九、四一 平日 五、二四 土曜日 九、七四 又は休日 九、四一				
一万人以上 未満	平日 五、八五 土曜日 一〇、三六 又は休日 一〇、〇三 平日 五、八五 土曜日 一〇、三六 又は休日 一〇、〇三 平日 五、八五 土曜日 一〇、三六 又は休日 一〇、〇三				
一万人以上 未満	平日 六、四六 土曜日 一〇、九七 又は休日 一〇、六四 平日 六、四六 土曜日 一〇、九七 又は休日 一〇、六四 平日 六、四六 土曜日 一〇、九七 又は休日 一〇、六四				
二万人以上 未満	平日 七、〇七 土曜日 一〇、五八 又は休日 一〇、二五 平日 七、〇七 土曜日 一〇、五八 又は休日 一〇、二五 平日 七、〇七 土曜日 一〇、五八 又は休日 一〇、二五				
二万人以上	平日 七、六八 土曜日 一一、一八 又は休日 一一、八五 平日 七、六八 土曜日 一一、一八 又は休日 一一、八五 平日 七、六八 土曜日 一一、一八 又は休日 一一、八五				

第四條第三項中「一万六千四百円」を「二万三千六百六十一円」に、「一万四千九百四十五円」を「二万三千六百五十七円」に、「一万二千三百九十二円」を「二万二百一十一円」に改め、同条第四項中「投票立会人」を「投票管理者及び投票立会人」に改め、同条第五項中「七百五十円」を「八百五十円」に、「九百四十円」を「千六十円」に、「千三百三十円」を「千二百八十円」に、「千二百二十円」を「千三百八十円」に、「千三百四十円」を「千四百九十円」に、「千五百円」を「千七百円」に、「二千八百十円」を「三千百九十円」に改め、同条第六項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	投票 日	区市町村			
		区	市	町	村
二千人以上	平日 四、八五〇 土曜日 三、二五〇 又は休日 三、二五〇				
一万五千人以上 未満	平日 三、五七〇 土曜日 二、四五〇 又は休日 二、四五〇				
一万五千人以上 未満	平日 二、四五〇 土曜日 一、六五〇 又は休日 一、六五〇				
五千人以上 未満	平日 一、六五〇 土曜日 一、一七〇 又は休日 一、一七〇				
三千人以上 未満	平日 一、四九〇 土曜日 一、〇一〇 又は休日 一、〇一〇				
二千人以上 未満	平日 一、〇〇、〇五一 土曜日 九、九〇、〇一一 又は休日 九、九〇、〇一一				
二千人以上 未満	平日 一、四二、〇九九 土曜日 一、四〇、五三九 又は休日 一、四〇、五三九				
三千人以上 未満	平日 一、七七、八八七 土曜日 一、七四、二四七 又は休日 一、七四、二四七				
五千人以上 未満	平日 二、二九、二九一 土曜日 二、二三、五七一 又は休日 二、二三、五七一				
一万人以上 未満	平日 二、九六、八九四 土曜日 二、八八、五七四 又は休日 二、八八、五七四				
一万五千人以上 未満	平日 三、三九、九七五 土曜日 三、二八、〇一五 又は休日 三、二八、〇一五				
二万人以上 未満	平日 三、九〇、一三七 土曜日 三、七五、五七七 又は休日 三、七五、五七七				
三万人以上	平日 四、八二、二五三 土曜日 四、五九、八九三 又は休日 四、五九、八九三				

第五條第一項の表を次のように改める。

第五條第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数		区市町村	
区	市	町	村
千人未満	五七、八七〇 ^円	五七、八七〇 ^円	三四、六〇八 ^円
二千人以上 千人未満	六九、四四四	六九、四四四	三九、五五二
三千人以上 二千人未満	一〇四、一六六	一〇四、一六六	五九、三二八
五千人以上 三千人未満	一二七、三一四	一二七、三一四	七四、一六〇
一万人以上 五千人未満	一六二、〇三六	一六二、〇三六	九三、九三六
二万人以上 一万人未満	二二四、一一九	二二四、一一九	一二三、六〇〇
三万人以上 二万人未満	二六六、二〇二	二六六、二〇二	一三三、四八八
四万人以上 三万人未満	三一二、四九八	三一二、四九八	一五三、二六四
五万人以上 四万人未満	三一二、四九八	三一二、四九八	一七七、九八四

第五条第三項の表を次のように改める。

開票 区の選 挙人数	開票日	区		市		町		村
		平日	土曜日 又は休日	平日	土曜日 又は休日	平日	土曜日 又は休日	
千人未満	二七、四九七 円	二五、〇三二	九一、八九二	二九、五七七	四九、九二一	九八、八元	二九、二七	四〇、八元
千人以上 二千人未満	三〇、〇七	五一、〇三二	九一、八九二	二九、五七七	四九、九二一	九八、八元	二九、二七	四〇、八元
二千人以上 三千人未満	三〇、〇七	五一、〇三二	九一、八九二	二九、五七七	四九、九二一	九八、八元	二九、二七	四〇、八元
三千人以上 五千人未満	三〇、〇七	五一、〇三二	九一、八九二	二九、五七七	四九、九二一	九八、八元	二九、二七	四〇、八元
五千人以上 一万人未満	三〇、〇七	五一、〇三二	九一、八九二	二九、五七七	四九、九二一	九八、八元	二九、二七	四〇、八元
一万人以上 一万五千人未満	三〇、〇七	五一、〇三二	九一、八九二	二九、五七七	四九、九二一	九八、八元	二九、二七	四〇、八元

一万五千人以上	二〇六、四四六	一七六、五七五	三三、七七五	九六、五五五	一六四、六五五	三〇〇、七七五	九三、七二五	三三、一九七	二二、四八九
二万人未満	二二、九二五	二〇二、三三七	三五八、八七五	一〇九、三三七	一八七、六六七	三四四、二五二	一〇五、九七五	五一、〇四九	二四、一九七
三万人以上	二六九、七五五	二六、六三三	四四、五三三	四七、三九五	三三九、〇三三	四四三、二一九	四二、三三五	九四、七二九	二九、四〇七

第五條第四項の表を次のように改める。

第五条第四項の表を次のように改める。

開票 区の選 挙人数		開票日		区市町村	
千人未満	土曜日 休日	土曜日又は 休日	土曜日 休日	土曜日 休日	土曜日又は 休日
千人未満	17,000円	51,000円	17,010円	51,060円	10,176円
二千人未満	20,000円	61,160円	20,024円	61,273円	11,233円
二千人未満	30,000円	91,996円	30,036円	91,908円	17,006円
三千人未満	37,000円	111,330円	37,000円	111,333円	22,810円
五千人未満	47,000円	141,996円	47,000円	141,996円	27,006円
一万人未満	63,000円	181,996円	63,000円	181,996円	36,000円
一万人以上 一万五千人未満	68,000円	201,996円	68,000円	201,996円	39,156円
二万人未満	74,000円	214,996円	74,000円	214,996円	41,776円
二万人以上 三万人未満	81,000円	231,996円	81,000円	231,996円	45,000円
三万人以上	91,000円	271,996円	91,000円	271,996円	51,000円

第五條第六項中「千四百十六円」を「二千四百三十円」に改める。
第六條第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 開かれる地	区	市 町 村
選挙会又は選挙分会	四七五、七五五 円	四七四、六八七 円
衆議院議員選挙会		
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	一、三三一、九三七	一、三三〇、四二五

選挙会又は選挙分会が

選挙会又は選挙分会が 開かれる地	区	市 町 村
選挙会又は選挙分会		
衆議院議員選挙会	一八六、一八〇円	一八七、七一二円
参議院地方選出議員選挙会及び参 議院全国選出議員選挙分会	四四七、七六二	四五一、四五〇

第六條第三項中「二万六千二百五十圓」を「二万九千七百五十圓」に、「三万二千八百十圓」を「三万七千百九十圓」に、「三万九千三百八十圓」を「四万四千六百三十圓」に、「四万二千六百六十圓」を「四万八千三百四十圓」に、「四万五千九百四十圓」を「五万二千六十圓」に、「五万二千五百圓」を「五万九千五百圓」に、「五万五千三百十圓」を「六万二千四百八十圓」に改める。

衆議院議員選挙又は

選挙		参議院議員選挙又は 参議院地方選出議員		参議院全国選出議員選挙	
地域又は 候補者数	都及び大 都市のある 都道府県	その他の 県	候補者数		
一十万人以上 二十万人未満	円 銭	円 二五四二	円 一三五九	銭 一六四九	円 一九五四
二十万人以上 三十万人未満		円 二四〇一	円 一三〇三	銭 一五八〇	円 一八七九
三十万人以上 四十万人未満		円 二三二七	円 一二八八	銭 一五六二	円 一八六五
四十万人以上 五十万人未満	円 二三〇五	円 二三〇二	円 一二四九	銭 一五三〇	円 一八一九
五十万人以上 六十万人未満	円 二二七三	円 二二七一	円 一二一六	銭 一四九五	円 一七九六
六十万人以上 七十万未満	円 二〇九一	円 二〇八九	円 一一九五	銭 一四七七	円 一七七二
七十万以上 一百万未満	円 一九七五	円 一九七四	円 一一八四	銭 一四七一	円 一七六六
一百万以上 二百万人未満	円 銭	円 二五四二	円 一三五九	銭 一六四九	円 一九五四
二百万人以上 三百万人未満	円 二二四五	円 二二四五	円 二二四五	銭 二二四五	円 二二四五
三百人以上	円 二五二七	円 二五二七	円 二五二七	銭 二五二七	円 二五二七

第八條の二の表を次のように改める。

第二十二部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号 昭和五十二年四月八日 【参議院】

第九条第一項の表を次のように改める。

候補者数	区市町村	区	市	町村
九人未満		七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円
十九人以上 三十人未満		八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇
三十一人以上 五十人未満		八、五〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇
五十一人以上		九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇

演説会場の施設の面積	開催の時	区市町村
		区
昼間（午前八時から午後五時） 夜間（午後五時から翌朝六時） その他（午前八時から午後五時以外）	以下同様	市
昼間 夜間	昼間 夜間	町
		村

第九條第二項中「四千三百四十圓」を「六千三百八十四圓」に、「四千三十二圓」を「六千三百八十三圓」に、「三千三百四十四圓」を「五千四百五十三圓」に改め、同條第七項中「三百圓」を「三百四十圓」に、「三百八十圓」を「四百三十圓」に、「四百五十圓」を「五百十圓」に、「四百九十圓」を「五百五十圓」に、「五百三十圓」を「六百圓」に、「六百圓」を「六百八十圓」に、「九百圓」を「千二十圓」に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

五

施設	区市町村				区	市	町	村
	演説会開催の日	演説会開催の時	平日又は土曜日の午後又は土曜日の午後	平日又は土曜日の午後又は土曜日の午後				
学校	昼間	夜間	昼間	夜間	三、三六〇円	三、三六〇円	四、六五〇円	九、〇八〇円
施設以外の	昼間	夜間	昼間	夜間	二、八六〇円	二、八六〇円	七、五五〇円	三、〇六〇円

第十條第二項中「一万一千五百八十四円」を「一万七千二百四十四円」に、「一万七千五百五十二円」を「一万七千二百四十四円」に、「八千九百十六円」を「一万四千五百四十円」に、「平日の昼間（土曜日の午後を除く）」を「平日又は土曜日の昼間」に改め、同條第三項中「第九條第七項」を「前條第七項」に改める。

第十三條第一項中「前條」を「第十一條」に、「経費（啓蒙宣伝の経費を含む）」を「経費（啓蒙宣伝の経費を含む）」の類に改め、同項各号を次のように改める。

一 都道府県

選挙	選挙人の数				都道府県	市	町	村
	五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満				
選挙	七、七九〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円	四、六五〇、〇〇〇円	九、〇八〇、〇〇〇円
衆議院議員選挙	七、七九〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円	四、六五〇、〇〇〇円	九、〇八〇、〇〇〇円
参議院議員選挙	七、七九〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	九、〇七〇、〇〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円	二、八六〇、〇〇〇円	四、六五〇、〇〇〇円	九、〇八〇、〇〇〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

- 衆議院議員選挙 一、七二四、四八五円
- 参議院議員選挙 一、七八〇、七九五円
- 認定出先機関 九五〇、五二二円
- 衆議院議員選挙 九七八、六六七円
- 参議院議員選挙 九七八、六六七円
- 大都市 三、六六六、四五五円
- 衆議院議員選挙 三、七六八、五九五円
- 参議院議員選挙 三、七六八、五九五円

選挙	選挙人の数				五区	六市
	五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満		
選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円
衆議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円
参議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円

選挙	選挙人の数				七 町村
	五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	
選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円
衆議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円
参議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円

選挙	選挙人の数				第十三条第二項各号を次のように改める。
	五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	
選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	一 都道府県
衆議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	一 都道府県
参議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	一 都道府県

選挙	選挙人の数				衆議院議員選挙
	五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	五十万人以上五十万人未満	
選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円
衆議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円
参議院議員選挙	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円	二、三三三、七五〇円

参議院議員選挙		三、三九四、七五〇	三、三六六、九四四	四、五九一、一八六	四、四八二、三〇九	四、五九一、一八六	四、八六八、六三四	四、八六八、六三四
選挙人の数		百五十万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	三百万人以上	三百五十万人以上	三百五十万人以上
都及び大都市のあ		都及び大都市のあ	都及び大都市のあ	都及び大都市のあ	都及び大都市のあ	都及び大都市のあ	都及び大都市のあ	都及び大都市のあ
その他の県		その他の県	その他の県	その他の県	その他の県	その他の県	その他の県	その他の県
参議院議員選挙		五、〇三六、九三三	五、〇八八、三三三	五、四四六、三二五	五、四〇二、六二五	五、四四六、三二五	五、四〇二、六二五	五、四四六、三二五
都道府県の支庁又は地方事務所		都道府県の支庁又は地方事務所	都道府県の支庁又は地方事務所	都道府県の支庁又は地方事務所	都道府県の支庁又は地方事務所	都道府県の支庁又は地方事務所	都道府県の支庁又は地方事務所	都道府県の支庁又は地方事務所
参議院議員選挙		一、四四六、三二五	一、五〇二、六二五	一、四四六、三二五	一、五〇二、六二五	一、四四六、三二五	一、五〇二、六二五	一、四四六、三二五
認定出先機関		認定出先機関	認定出先機関	認定出先機関	認定出先機関	認定出先機関	認定出先機関	認定出先機関
参議院議員選挙		七三九、五八二	七三九、五八二	七三九、五八二	七三九、五八二	七三九、五八二	七三九、五八二	七三九、五八二
大都市		大都市	大都市	大都市	大都市	大都市	大都市	大都市
参議院議員選挙		三、〇〇三、五五五	三、〇〇三、五五五	三、〇〇三、五五五	三、〇〇三、五五五	三、〇〇三、五五五	三、〇〇三、五五五	三、〇〇三、五五五
五区		五区	五区	五区	五区	五区	五区	五区
参議院議員選挙		一、三三〇、〇二五	一、三三〇、〇二五	一、三三〇、〇二五	一、三三〇、〇二五	一、三三〇、〇二五	一、三三〇、〇二五	一、三三〇、〇二五
六市		六市	六市	六市	六市	六市	六市	六市
参議院議員選挙		一、四一一、三〇九	一、四一一、三〇九	一、四一一、三〇九	一、四一一、三〇九	一、四一一、三〇九	一、四一一、三〇九	一、四一一、三〇九
七町村		七町村	七町村	七町村	七町村	七町村	七町村	七町村
選挙人の数		千人未満	千人以上	千人以上	千人以上	千人以上	千人以上	千人以上
参議院議員選挙		八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九
衆議院議員選挙		八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九
参議院議員選挙		八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九	八、五七九

第十三条第三項各号を次のように改める。
一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	三〇〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	三〇〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	三〇〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	三〇〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	三〇〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	三〇〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇	三三〇、三〇〇

五級地	道	
	府県	区域
三級地	一六、五八〇	八、二九〇
四級地	一七、八五〇	八、九二五
五級地	二〇、四〇〇	一〇、二〇〇
道	三〇、六〇〇	一五、三〇〇

第十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「投票所入場券を郵送により配布する市区町村にあつては」を「市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵送により配布する場合は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定による不在者投票に関する書類を郵送する場合には」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として選挙人の数に應じ自治大臣が定める額を加算する。

第十三条の二第一項中「昭和二十五年法律第百号」を削り、「二百六円」を「四百二十六円」に改め、同条第二項中「市町村」を「市区町村」に改める。

第十四条第一項中「三千四百円」を「五千円」に、「二千七百円」を「四千円」に改める。

第十七条第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「四十三万一千九百七十一円」を「七十二万四千五百五十五円」に、「四十三万四千四百七十七円」を「七十二万四千九百十三円」に改め、同条第三項中「二八、七六三」を「四四七、七六二」に、「二七、三四二」を「二七二、二八八」に、「二八、八八四」を「四五、四五〇」に、「二七、四一六」を「二七四、五三〇」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際既にその期日を公示し又は告示してある国会議員の選挙等については、なお従前の例による。

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、公職選挙法の一部を改正する法律案（片山基市君外四名発議）

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「附則第十二項から第十五項」を「附則第十四項から第十七項」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第十八項を附則第二十項とする。
附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とする。

附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 別表第二の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

宮城	四人
埼玉	六人
千葉	六人
東京	十人
神奈川	八人
岐阜	八人
愛知	八人
大阪府	八人

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第三項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、参議院議員の定数は二百七十人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百七十人を地方選出議員とする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日以後最初にその期日を公示される通常選挙（以下「次の通常選挙」という。）から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律による公職選挙法の改正により選挙すべき議員の数が増加することとなる参議院（地方選出）議員の選挙区（次項において「増員選挙区」という。）においては、次の通常選挙における当該選挙区内の議員の定数は、この法律による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）による当該選挙区において選挙すべき議員の数の半数とする。

2 増員選挙区においては、新法による当該選挙区において選挙すべき議員の数からこの法律による改正前の公職選挙法による当該選挙区において選挙すべき議員の数を控除して得た数の半数の参議院（地方選出）議員を選挙する選挙を、次の通常選挙と同時に施行する。

3 前項の選挙において選挙される議員は、次の通常選挙において選挙される参議院議員の任期の起算の日からこの法律の施行前の直近の通常選挙において選挙された参議院議員の任期満了の日まで在任する。

4 第二項の選挙を行う場合においては、公職選挙法第百五十五条第一項第二号中「又は補欠選挙」とあるのは、「補欠選挙又は公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第 号）附則第二条第二項の選挙」と読み替えるものとする。

（漁業法の一部改正）
第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「附則第五項及び第六項」を「附則第六項及び第七項」に改める。
（農業委員会等に関する法律の一部改正）
第四条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「附則第五項及び第六項」を「附則第六項及び第七項」に改める。

この法律施行に要する経費は、初年度約四億四百万円の見込みである。